



男女共同参画 News

2017.3 No.39

発行：鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室

男女がお互いに認め合い、
ともに創り・育てるまちをめざします

ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました！

平成 28 年度 鹿屋市男女共同参画 企業等向けセミナー報告

平成29年2月10日にリナシティかのやにおいて、事業所の代表者や労務担当者等を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました(27事業所・37名が参加)。本セミナーは、育児や介護等を行いながら仕事との両立を図る必要のある労働者が今後ますます増えていく中で、男女ともに働きやすい職場環境を実現していくため、仕事と生活の両立支援のための長時間労働の縮減や多様な働き方に対応する就業環境の整備等の取組を、企業等で進めていただくためのきっかけづくりとして実施しました。

第1部では、「仕事と生活の調和・両立に向けて ～ ワーク・ライフ・バランスについて考える ～」と題して、21世紀職業財団宮崎駐在代表の濱田 博子氏の講話を行い、

○ライフ(家庭生活や地域活動、趣味、学習などの「生活」)を土台に、ワーク(仕事)を充実することが大切である。すなわち、「質の高い生活」が「質の高い仕事」につながり、「メリハリのある仕事」が「生活の充実」につながる。

○少子・高齢化が進展する中で、労働力人口は減少している。そのような中で、共働き世帯や働く女性は増えているが、仕事と生活(育児等)の両立が困難で離職せざるを得ない状況もあることから、企業等は法で規定された育児休業制度等の周知と取得しやすい職場環境づくり、長時間労働の縮減などに取り組む必要がある。

○職場の中で「スケジュール等の共有化」、「業務のマニュアル化」、「担当以外の業務をカバーできる体制づくり」、「書類の整理整頓」、「仕事の進捗把握と上司による労働時間の適切な管理」に取り組むとともに、同僚を支援する「お互いさま」を全員が実践することが働きやすい職場環境の実現につながる。

○ワーク・ライフ・バランスは、企業等がいい人(優秀な人材)を惹きつけ、従業員が頑張る気持ちになり(労働意欲の向上)、企業等が生産性の高い効率的な組織になる「リターン度の高い投資」である。

ことなどについて説明していただきました。(次頁へ)



第2部では、「働き方・休み方改善のための労務管理について ～ 効率的に働いて、しっかり休むために～」と題して、鹿児島労働局 働き方・休み方改善コンサルタントの勝田 正志氏の講話を行い、

○国は2020年までに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、

- ① 労使間の話し合いの機会を、全企業が設けること
- ② 週労働時間が 60 時間以上の労働者の割合を5%(H27:8.2%)とすること
- ③ 年次有給休暇取得率を 70%(H27:47.6%)とすること を目標としている。

○日本は欧米と違い、残業をすることが当たり前のようになっている。しかし、長時間労働は従業員の「健康」に影響するだけでなく、過労死等により労災請求にも発展しており、企業のリスクとなる。そこをしっかりとケアすれば、辞める人も減り、いい人材も集まり、企業イメージも良くなる。

○残業は、疲れにより能率的な仕事ができないばかりか、経費もかかる。通常の勤務時間中に百分の能力を発揮してもらえれば、能率もアップし生産性も高まるはずである。長時間労働の抑制や年休取得増で業績が低下すると考えるかもしれないが、意外とそれらの因果関係はなく、実際、業績のいい会社は従業員が休暇取得できているし、残業もあまりしていない。

○まず、事業所における従業員の時間外労働時間や年休取得率などの現状を把握すること。

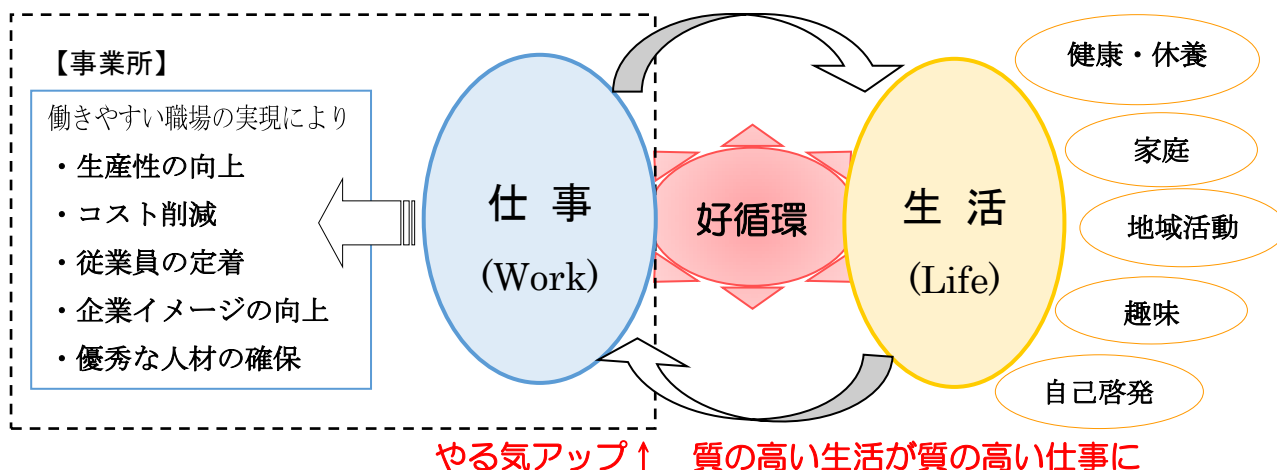
そして、長時間労働の問題や育児・介護への対応などについて、経営者側からも労働者側からも言える場を設け、改善策等についてお互いに考えていく。最初は、色々と問題が出てくるかもしれないが、事業所に合わせたやり方を考えながら、トライ&エラーで進めていくことが必要。取組が軌道に乗れば、その状態が当たり前になり普通になっていく。

ことなどについて、熱く説明していただきました。

このセミナーを通して、参加者はワーク・ライフ・バランスの意義やその実現による効果などについて基本的な理解を深めていただきました。今後は、参加者アンケートで声の多かった具体的な取組事例の紹介の場を計画していきますので、引き続き多くの参加をお待ちしております。

ワーク・ライフ・バランスとは？

メリハリのある仕事は生活のゆとりに



鹿児島県男女共同参画地域推進員について

鹿児島県では、県内各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るためそれぞれの地域の実情や特性を踏まえて、地域の中で県や市と協働して男女共同参画を推進していただく、「男女共同参画地域推進員」を委嘱しています。

本年2月に鹿屋市では新たに1名が県知事からの委嘱を受け、現在2名の地域推進員が活動しておりますので、ご紹介します。

■児玉 美環子さん(寿7丁目、平成24年2月～)

■早川 雅子さん(打馬2丁目、平成29年2月～)

〔活動内容〕

地域推進員は、

○地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供

○県や市が行う男女共同参画施策の推進への協力

など、様々な活動をボランティアで行っています。



市役所職員研修 ー開催報告ー

「男性も女性も共に働きやすい職場環境について考える

～男女共同参画の視点から～

12月16日、オフィスピュア所属でワークショップデザイナーの高崎 恵さんをお招きして、男女共同参画に関する市役所職員の研修を実施しました。

業務を円滑に進めるためには、相手の「否定」や「非難」をせず職員同士がコミュニケーションをしっかりとることが必要で、「知恵」も「力」も人と人との関わりの中から生まれることや、性別に関わらず一人ひとりを大切に、活かしていこうという視点で、お互いが関わりあうことが大事であることを、改めて気付かせていただきました。

また、グループワークでは、職場を例にとり、男女共同参画を進めるにあたって配慮すべきことや阻害していることについて、参加者が現状の課題や改善策について話し合い、性別に関係なく、職員一人ひとりが様々な業務を経験できるようにしていくことや、職場内での声かけを行い、チームとして仕事を進めていくことが大切との意見などが出されました。

参加者の声

- ・ “様々な意見（ちがい）がある中で、お互いがコミュニケーションを重ねて課題に取り組むことが大事” これは、とても心に残る講師の言葉だった。
- ・ 男女共同参画という視点で業務をしていなかったが、情報共有をしながら、できることを広げていけばいいと思った。
- ・ 性別で仕事を決めつけるのではなく、みんなで取り組むことも大事だと思った。

女性人材リスト 登録者・登録団体募集

鹿屋市では、各種審議会等の委員や研修会の講師等に多くの女性に参画していただくため「女性人材リスト登録事業」を行っています。

様々な分野で活躍されている女性の情報を提供してまいりますので、多くの方の登録をお待ちしています。自薦、他薦（本人の承諾必要）は問いません。

○登録の対象者

20歳以上の女性 又は 20歳以上の女性で構成する団体で、次のいずれにも該当する方
(又は団体)

- ・本市に居住又は通勤・通学する方や市内の団体
- ・各分野（教育・福祉・芸術・スポーツ等）において、専門的知識若しくは活動実績のある方や団体 又は 有資格者
- ・市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる方

○登録方法

随時受け付けていますので、市ホームページから「女性人材リスト登録票」をダウンロードし、ご記入の上、市民課に提出してください。（郵送、FAXでも可）

◇女性人材リストをご活用ください！

女性人材リストに登録されている方（又は団体）は、様々な資格や豊富な経験を有しておられます。次のようなときに、女性人材リストをご活用ください。

学校で… 町内会で… グループで… 個人で…

- ・講師として招きたい
- ・相談にのってもらいたい
- ・習い事をしたい
- ・自分も活動に参加してみたい 等



詳しくは、市ホームページ又は市民課までお問い合わせください。

鹿屋市女性人材リスト

検索 

鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室

〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号
TEL : (0994) 43-2111 (内線 3171)
E-mail : danjyo@e-kanoya.net

FAX : (0994) 31-1170
URL : <http://www.e-kanoya.net/htmbbox/danjyo/>